

第 3 部 調查結果

Ⅰ 回収状況と調査事件の概要

1 回収状況

前述（第2部Ⅱ、Ⅲ）のような事件選定基準に従い、対象事件を選定した後、最高裁に住所照会を行い、ついで住所の開示された当事者に宛てて審議会事務局より協力依頼を行い、最後に承諾者に対して所定の面接調査を実施した。最終的な面接実施は、591人に対して行われ、調査依頼を発送した訴訟当事者を母数として計算すると回収率 36.6%となった（【表 2-1-1】参照）。

この結果は、当初の調査対象予定数を大幅に下回るものであるが、その主な原因は二つの点にある。一つは、最高裁から審議会に開示された当事者の住所数が予測数を下回ったこと、もう一つの原因は、住所開示後の調査協力量が面接法による一般の社会調査よりも低かったことによる。これらの状況は、【表 2-1-2】から【表 2-1-4】に示されている。調査期間内の調査対象各地裁における既済実数 2030 件中、住所開示のあった事件は 1087 件で、当事者数では 2174 人であった。この中から調査対象者として依頼状が発送された当事者は 1612 人、さらに、拒否がなく、実際に調査員が面接のために訪問した当事者数は 1202 人、そのうち、最終的に回答が得られたものが 591 人となっている。

最高裁からの住所開示が予想数を下回った理由は、そもそも平成 11 年から予想した既済件数を実際の予想件数が下回ったこと、東京、大阪両地裁において専門部、集中部の事件（東京地裁では、商事部、労働部、交通部、知的財産部等の専門部分 94 件、大阪地裁では労働部、商事・調停・非訟部、交通・労災部、知的財産部等の専門部、集中部の租税・行政部の一部の事件 76 件）が調査対象から外されたことに加え、対象外としていた欠席事件等を除外して計算した後にもなお、一定割合（全地裁平均で約 22%、これは専門・集中部の事件除外後の割合）の事件の住所が非開示となっていることによる。東京地裁、大阪地裁の専門・集中部の当事者が調査対象から排除されたのは、実施上の細則は裁判所に一任するとの合意に基づき、裁判所の判断においてなされたものであるが、その実質的理由については、短期間に対象当事者を確定する必要から、これらを対象外にした旨が最高裁より示された。また、一定割合の既済事件につき、専門部・集中部の事件以外でも当事者の住所が非開示となっている理由については、最高裁が、他の地裁より開示数が少なかったある地裁につき調査した結果、対席事件ではあったが短期に終了したものを誤って対象外とした事情があったとのことであり、同様の事情が他の地裁においても生じている可能性のある旨の見解が最高裁によって示されている。なお、宮崎地裁に関しては、他の地裁に比べ、極端に住所開示率が低いが、これは、事件終局後、審議会に対する住所開示前に、同地裁が個別に当事者に協力意思の確認を行い、一方当事者が非協力の意思表示をした場合には、相手方当事者も含め事件ごと調査対象から除外した結果、住所開示数が表に示した数にまで減少したものであるとの説明が、やはり最高裁よりなされている。

また、住所開示のなされた当事者の回答率の低かった点は、自らの体験した訴訟に関するヒアリングというこの調査の特殊性によるところが大きいと思われるが、その理由の一つは、【表 2-1-4】にあるように、協力拒否率が高かったこと（面接法による一般的社会調査では 20～30%）さらにまた、それ以上に、転居、所在不明の割合が高かった（一般的社会調査では、これら両者で 4～5%程度）ことにある。この傾向は、調査地裁全体に共通して見られるものである。これらの協力率を前提とすれば、前述の調査期間を長めに設定し、対象事件数を増やすべきであったが、その点は、今後の調査において参考にされるべき事柄といえる。

ただ、回収率 36.6%という結果は、後述のように一定の調査事件の属性を考慮に入れる必要はあるものの、社会調査一般の回収率の許容範囲にあり、その結果は十分に信頼に値するものである。その意味で、初回の試みとしては、十分に価値を持つものであった。

2 調査事件の概要

以下、具体的な分析に入る前に、今回の調査の回答者につき、特別な偏りがないかどうかをチェックする意味で、今回の回答者の事件属性・回答者属性などについて、いくつかの観点から個別に検討してみる。

（1）平成 11 年事件との対比

はじめに、今回の調査のサンプリングの客観性を推し量る資料として前年の司法統計（平成 11 年司法統計年報を参照）が利用可能である。それをを用い、住所開示事件、回答事件の別に比較したのが、【表 2-1-5】から【表 2-1-7】である。

【表 2-1-5】は事件類型別の割合につき、平成 11 年事件、住所開示事件、回答事件の比較を試みたものである。それによれば、今回の回答事件において人事を目的とする事件の割合が減り、金銭を目的とする事件の割合が増えるが、概ね、平成 11 年事件と同じ割合を示している。なお、人事を目的とする訴えが減り、金銭を目的とする訴えが増えるのは、住所開示事件が限定された時点での傾向であり、とりたてて回答者段階で生じた偏りではない。同様な比較を、終局区分、審理期間について行ったのが【表 2-1-6】、【表 2-1-7】であるが、終局区分に関しては、回答事件において、判決に比して和解の割合が高くなっており、審理期間に関しては、回答事件において、1月以内に終了した短期事件および2年を超える長期事件の割合がいずれも下がっている。これらに関しても、同現象は、住所開示事件段階で主に生じているものであり、回答者段階で生じた偏りではない。

以上の点からすれば、今回の回答者の事件は、平成 11 年事件と比較する限りでは、金銭を目的とする訴え、和解事件、審理期間2年以内の事件にやや偏しているといえる。以下の調査結果の解釈に当たっては、これらの点に留意する必要がある。

（2）回答者の個人（法人も含む）別状況

回答事件の当事者を個々別々に集計したのが、【表 2-2-1】から【表 2-2-7】である。自

然人法人別（【表 2-2-1】）では、自然人が約 6 割、法人 4 割とやや自然人比率が高いが、ほぼバランスがとれた状態にある。また、原告被告別割合（【表 2-2-2】）も、やや原告の割合が上回るものの、ほぼ等しい割合になっている。弁護士の代理状況は、7 割強に代理人がつき、3 割弱が本人訴訟であるが、平成 11 年事件における代理人の付かない当事者数は、1 事件 1 当事者を前提とすると約 39%であり、この点も、やや弁護士代理の方が多い傾向があるものの、現実からの偏りは少ないものと思われる。

これらの要素をクロス集計したものが、【表 2-2-4】から【表 2-2-7】であるが、法人被告の割合が低く、弁護士の付いた原告の割合が高い傾向が示されている（逆にいえば、自然人被告の割合が高く、弁護士の付いた被告の割合が低い）。また、弁護士の代理状況は、全体的にみると、法人の代理率が高く、自然人の代理率が低くなっているが、原被告・自然人法人別に見た場合、代理率が最も高いのは自然人原告であり、それにつづくのが法人被告である。自然人の代理率が低いのは、自然人被告の代理率が極端に低いことに引きずられた現象である（【表 2-2-7】）。

また、【表 2-2-8】は、通常・人事別の件数および事件の種類別の件数を示している。全体件数との関係で一般的傾向を読みとるのは難しいが、前述の事件単位の検討で述べたように、これらに関しても大きな偏りはないものと思われる。

訴額については、全体の平均が、2780 万円となっている。この点に関しては、地裁の規模別には大きな差は見られないが、被告法人の事件に関してのみ、平均 5220 万円余と極端に高額になるところに特徴がある（【表 2-2-9】）。

以上のように、今回の調査の対象事件・対象当事者には、全体的にみれば大きな偏りは存在しないものといえるが、属性で回答者をグループ分けしてみた場合には、若干ながらデータに偏りのあることが否定できない。ただし、それが現実の状況を反映したものなのか、サンプリングの偏りによるものかは、参照すべき客観的データが存在しないことから、明らかではない。そこで、以下の分析に当たっては、全体的な傾向を見ると同時に、必要に応じて、上記各要素のほか、地裁規模も含め、各要素別の集計結果も参照しながら分析を進める必要がある。

II 調査結果の概要

1 はじめに

以降の分析では、基本的には回答者全体についての分析を中心とするが、上記の理由により、必要に応じて当事者属性（原告・被告、自然人・法人）および地裁規模（超大・大・中小地裁）訴訟結果の有利不利、弁護士の有無、事件類型などによって回答者をグループ分けしたときの集計結果にも言及することにする。なお、地裁規模の区分けについては、【表

1-0-1】の左端の行に指定があるように、東京・大阪地裁が超大地裁、札幌・静岡・福岡が大地裁、その他が中小地裁となっている。

また、今回の調査では、法人の評価は、「社内の担当者等、当該訴訟について詳しい方」に回答を求めている。実際の回答者の内訳は、【表 2-3-0】に示すとおりである。約 6 割が担当者、約 4 割が代表者となっている。自然人に関しては、法定代理人が回答者となったものが 8 件あった。ちなみに、今回の回答者中、過去に訴訟・調停経験をもつ者の割合を示したのが【表 2-3-1】である。自然人では原告被告で大きな差はなく、経験者 4 割弱程度、未経験者 6 割強となっているのに対し、法人では、原告がやや多く 7 割強が過去に訴訟・調停経験を有し、被告でも 6 割強が経験有りとなっている。法人の方に多く訴訟・調停経験者が含まれていた。

2 訴訟へのアクセス

ここでは、訴訟に入る以前の当事者の対応について検討する。

はじめに、紛争が生じてからどの程度の時間が経過して訴訟が提起されるのであろうか。この点は、当事者の対立の程度や紛争解決努力の存在を推測させるものであり、当事者にとっての訴訟の位置づけを知る意味で重要な情報である。また、同じく訴訟といっても、利用者がいかなる動機でこれを利用しているかによって、訴訟の各ポイントや訴訟結果に対する評価が異なる可能性が存在する。また、利用動機如何によっては、制度的に配慮のポイントが異なることが考えられる。そのような視点からは、現実の訴訟利用者がどのような動機あるいは期待を持って訴訟に望んでいたかを調べてみる必要がある。

さらに、わが国においては、従来から国民に訴訟嫌いの傾向があることが指摘されてきたが、その点を実証するデータは必ずしも多くない。そしてまた、それらの見解とは異なり、わが国において訴訟利用が少ないのは、制度的な不備が原因とする見解も存在する。そこで、それらの主張の真偽を確かめ、かりに訴訟嫌いの傾向があるとしたならば、その原因は何かという点も含め分析を試みる必要がある。

以上のような視点から以下では上記の点につき個別に検討を試みるが、当事者の属性や地域等によって差異が存在することもありうることを念頭におき種々の視点から分析を加える。

(1) 訴訟前の対応および訴訟経過

紛争発生から訴訟の提起、訴訟の終局にいたるまでの期間

紛争発生後、訴訟は、どの程度の期間の経過後に生じているのであろうか。全体的にみると、紛争の発生から、第 1 審の終局までは、約 1060 日を要している。このうち、紛争の発生から訴えの提起までは、約 880 日程度である（【表 2-3-1】）。しかし、その内訳は、当事者属性および地裁規模さらには弁護士の有無、事件類型等により、若干の差異が存在する。たとえば、地裁規模別に見た場合、中小地裁では、訴えの提起までの期間が長くなっ

ているのに対し、超大地裁では、訴えまでの期間が比較的短い（【表 3B-6】～【表 3B-6-2】）。中小都市では、紛争発生後も訴訟提起がなかなか起こりにくい状況が推測される。また、当事者の属性別（自然人・法人×原告・被告）に見た場合、訴えの提起までの期間の日数は、自然人で 1000 日弱、法人で 750 日前後と分かれる。なお、訴えの提起から終局までの日数は法人被告のみ 360 日弱かかっている（【表 3A-6】～【表 3A-6-2】）。また、弁護士の付かない事件は、弁護士の付いた事件よりも訴えの提起が 100 日近く遅くなっており（【表 3D-6-1】）。さらに、事件類型別では、人事と土地に関する事件の場合、いずれも約 1500 日と、他に比べ紛争原因事実の発生から提訴までの期間が極端に長くなっていることが特徴的である（【表 3E-6-1】）。

訴訟前の対応

訴訟前の対応は、「有料法律相談」が 5 人に 1 人いるが、全体的に見ると、「直接交渉」が圧倒的多数である。また「何もしなかった」も 11.8%ある。全体的に見ると、訴訟前には必ずしも第三者をいれた対応がなされていないようである（【表 2-3-2】）。これを当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に見ると、原被告の差異より自然人・法人別の差異が目立つ。「直接交渉」は、自然人で 5 6 割、法人で 7 8 割である（【表 3A-7】）。「親戚・知人に相談」「無料法律相談」で、自然人の回答比率が法人よりかなり高いのに対し、「有料法律相談」の回答比率が自然人・法人で差がそれほど大きくない。この点は、法人で顧問弁護士との相談を含めた回答がなされた可能性がある。また、自然人原告で「有料法律相談」・「人を介しての交渉」という回答の比率の高さ（各々 32.2%、27.5%）および自然人被告で「何もしなかった」という回答の比率の高さ（23.4%）が目立つ（なお後述のように、弁護士の委任率も、自然人被告は際だって低い）。地裁規模別では、中小地裁において親戚・友人・同僚への相談の割合が下がっているのが特徴的である（【表 3B-7】）。さらに、弁護士の有無別では、弁護士の付いていない当事者の場合、「人を介しての交渉」や「有料法律相談」の割合が下がり、反対に「なにもしなかった」との回答の割合が高まる（【表 3D-7】）。事件類型別では、人事事件において、「親戚・知人に相談」および「無料法律相談」、「有料法律相談」の割合が高くなっている（【表 3E-7】）。

（2）訴訟利用動機

訴訟の利用動機については、質問票の問 8a、8b に質問がある。この利用動機に関しては、原告については主体的に訴訟を開始していることから積極的にその動機を尋ねたが、被告は、いわば訴えられることによって受動的に訴訟に参加している立場にある。そのため、被告に関しては、訴訟利用の動機ではなく、訴訟を行うにあたって訴訟に期待するものを尋ねるといった形になっている。また、質問事項に関しても、多くは内容をそろえたが、立場の違いから原告のみに尋ねている項目もいくつか存在する。

その結果、まず全体としてみると、原告に関しては、もっとも多かったのは「公正な解決のため」であった。「自らの権利を実現するため」、「経済的利益のため」のほか、「他に

手段がなかった」点などを理由にするものが多かったが、「公正な解決のため」という回答はそれらを上回っていた。そのほか、「強制力への期待」や「白黒をはっきりさせるため」も大きいことがわかる。反面、「公の場での議論」や「裁判官との議論」といったものを望むものは少なかったし、「相手方を懲らしめるため」や「自分の名誉を守るため」に訴訟をなすといった答えをなしたものも少なかった(【表 2-3-3】)。原告の場合、公正解決志向、経済的利益志向、最終手段志向といった傾向が見られる。

他方、被告も、原告同様、「公正な解決」がもっとも志向されていた。そしてそのほかにも、「自らの権利を守る」、「経済的利益を守る」点が原告と共通するほか、「白黒をはっきりさせる」ことを望む点も原告と共通していた。反面、原告以上に、「自己の名誉を守る」、「裁判官に話を聞いてもらう」などの点を欲する傾向にある(【表 2-3-4】)。原告同様、公正解決志向は強いものの、経済的利益志向は相対的に低下しているようにも思われる。この後者の点は、被告が受動的に訴訟に臨むことの表れと考えられる。

以上の点からすれば、全体的に見れば、当事者が訴訟を利用しそれに期待するものは、原告と被告とで若干の相違はあるものの、むしろ共通点の方が多く、ともに自らの権利の公正でかつ明確な解決を望んでいるといえる。これらの点は、訴訟において実現されるべき点として、訴訟運営上および訴訟政策上十分に留意すべき点といえる。また、原告に関しては、訴訟を紛争解決の最終手段と位置づけていることも注意を要しよう。

ただし、より細かく、当事者属性別・地裁規模別に見た場合、若干の差異が見いだされる。

まず当事者属性別(自然人・法人別)でみると、原告側への質問では、自然人・法人で共通する点として、「自分の権利を実現するため」「経済的利益のため」「公正な解決のため」「相手が交渉に応じないため」「白黒をはっきりさせるため」「裁判以外では解決不能」「勝てると思った」といった項目は、自然人・法人のいずれも8割以上の肯定回答を集め、「個人的自由・プライバシーのため」「社会的名誉・自尊心のため」「人に勧められた」という項目は、いずれも否定回答の方が多かった。また、「公の場で議論したかった」という項目は、自然人・法人ともやや肯定回答が多い程度で、肯定否定がほぼ拮抗していた。これらに対し、自然人と法人の回答が逆転していたのは、「相手を懲らしめるため」「裁判官に話を聞いてもらうため」という項目で、自然人では肯定回答が多く、法人では否定回答が多かった。

他方、被告側への質問では、「自分の権利を守る」「経済的利益を守る」「公正な解決を得る」「白黒をはっきりさせる」という項目では、自然人・法人のいずれも7割以上の肯定回答を集め、「強制力を期待」では5割前後の肯定回答であった。「相手を懲らしめる」という項目ではいずれの属性でも否定回答のほうが多かった。自然人と法人とで肯定否定の割合が逆転している項目は、「個人的自由・プライバシーを守る」で、自然人で肯定回答が多く、法人で否定回答が多かった。「社会的名誉・自尊心を守る」「裁判官に話を聞いてもらう」は、自然人では肯定回答がはつきり多かったが、法人では拮抗していた。「公の場で議

論したかった」という項目は、自然人・法人ともやや肯定回答が多い程度で、肯定否定がほぼ拮抗しており、原告側への質問の場合と同様であった（【表 3A-8-1】、【表 3A-8-2】）。

地裁規模別に見た場合では、原告被告ともに、他と比較して、中小地裁の場合に、「白黒をはっきりさせる」「裁判官に話を聞いてもらう」「公正な解決」といった点に肯定回答が多くなる。とくに、「公正な解決」に関しては、中小地裁の被告に関して全員が肯定回答をなしている。このほか、原告のみに見られる特徴としては、「相手を懲らしめる」「裁判以外の手段で解決できなかった」という点に関し、中小地裁の肯定回答が増えるといった特徴が見られる。また、被告のみに見られる現象としては、「自分の権利を守る」「金銭など経済的な利益をまもる」とする点に関して、超大地裁の被告の肯定回答が多くなるといった差異が生じている。原被告とも、中小地裁に場合の方が、公正要求や白黒はっきりした解決への要求が強いようである（【表 3B-8-1】、【表 3B-8-2】）。

さらに、弁護士の有無別に見た場合、原告の方では、弁護士のいない回答者の方が、より多く「自分の権利を実現するため」「経済的利益のため」「公正な解決のため」といった動機を指摘している。とくに「公正な解決のため」については指摘率が100%となっている。しかし、反面、被告の方では、同様の点がすべて弁護士の付いた場合を大きく下回っている。弁護士の付かない原告はかなり積極的に訴訟を利用しているのに対して、弁護士の付かない被告は全くその逆の傾向にあることが示唆される（【表 3D-8-1】、【表 3D-8-2】）。

事件類型別では、人事事件の原告被告とも、「自分の権利を実現するため」のほかに「個人的自由・プライバシーを守る」といった動機が強くなるほか、原告の場合、土地事件、建物事件で「強制力への期待」が強くなる点に特徴が現れている。さらに、土地事件では、「白黒をはっきりさせる」という動機が相対的に多くなるのに比べ、人事事件ではこの比率が他に比べ下がるなどの現象もみられる（【表 3E-8-1】、【表 3E-8-2】）。

（3）訴訟回避傾向

民事訴訟へのアクセスについては、従前、「訴訟嫌い」の国民性ということが言われていたり、あるいはまた司法の機能不全による不利用といった指摘がなされてきた。この点で、今後の改革の議論の前提を提供するためには、まず、利用者にとって、民事訴訟がいわば「敷居の高い」ものであったのか、そうであったとしたら、それはどういった点で「敷居が高い」のか、さらに、實際上その原因と考えられているものは何か、といった点を明らかにする必要がある。その点を検証するための質問が、問10である。

はじめに、全体的に見た場合、訴えを提起し、またそれに応訴するにあたって、ためらいがあったか否かの問に対し、今回の回答者の中では、やや、ためらいのあるものの方が多かったものの（54%）、その割合はほぼ拮抗している（【表 2-3-5】）。ただ、この割合が現実の訴訟利用者全体の傾向を示していると解するに慎重な姿勢が必要であろう。というのは、今回の調査では、既に訴訟を利用した者が対象であり、利用しなかった者の回答は含まれていないし、また、訴訟をした者のなかでも、今回の調査の回答率がさほど高くなか

ったことを考えると、未回答の利用者の中に訴訟に躊躇を感じたものが相当数いた可能性もあるからである。ただ、少なくともいえるのは、意を決して訴訟に踏み切った者の中でも相当数がなお訴訟に及ぶことに躊躇を感じていた、ということである。また、地裁規模別に見た場合、超大地裁および大地裁よりも、中小地裁において訴訟回避傾向が強く、超大地裁との間では10%の開きを見せている(【表 3B-10】)。今回の調査は、小規模庁のデータを含むものになってはいるが、いずれも対象は地裁本庁の事件であり、多かれ少なかれ都市化した地域のデータとなっている。その点においても、全国的な趨勢を示しきっているかには疑問が残る。なお、当事者属性別(自然人・法人×原告・被告)では、自然人では五分五分だが、法人では六分四分で回避傾向であった(【表 3A-10】)。

訴訟に望むにあたってためらいを感じたものにその理由を尋ねたのが、問 10-1 である。それによれば、主な回避理由は「時間」と「費用」という制度的要因の点であり、「世間体」や「他に知られたくない」、「人にやめるように言われた」といった一般に言われている文化的要因に対しては、むしろそれを訴訟回避の根拠としては否定するものの方が多い(【表 2-3-6】)。したがって、前述のサンプリング・バイアスの可能性は存在するものの、回答はかなり明確な傾向を示しているともいえる。「時間」と「費用」の問題は政策的に対応の可能な問題であるだけに、これらの点に対する早急な対応が望まれよう。この点は、後述するように、訴訟にかかる「時間」と「費用」の予測が実際にできていたか、という面でも検討の余地がある。

なお、ここでもまた、属性差、地域差が存在する。より細かく、当事者属性別、すなわち自然人・法人×原告・被告の4グループ間で比較すると、裁判を躊躇した理由として、全般に「時間がかかる」「費用がかかる」の順で肯定回答が多く、「裁判はやめた方がいい」と人に言われた」は否定回答を多く集め、「対立が決定的になる」は肯定と否定がほぼ拮抗している。「世間体が悪い」「負ける可能性が大きい」「人に知られたくない」「準備が大変そう」の四項目は、自然人被告のみ、否定傾向が弱まっている。また、「準備が大変そう」という項目では、自然人・法人を問わず、被告より原告の方が肯定回答の割合が明確に高い。ただし、「世間体が悪い」という項目では、法人原告には7%程度の肯定回答しかなく、法人被告の回答では取引先とのビジネス上の関係の維持という合理的計算からか、むしろ肯定の方が多い(【表 3A-10-1】)。地裁規模別に見た場合、「世間体が悪い」と答える傾向は、親密な共同体が形成されている地方性からか、中小地裁の方が、大、超大地裁よりも強くなっているし、同様の傾向は「人に知られたくない」、「準備が大変だ」といった理由に関しても見られる(【表 3B-10-1】)。

さらに、弁護士の有無別に見たときには、弁護士の付かない当事者の方で訴訟を躊躇した理由に関し、「裁判をしても負けるかもしれない」という理由が多くなっている点(【表 3D-10-1】)、事件類型別では、人事訴訟で訴訟回避傾向が若干高くなる点、土地事件で、訴訟に要する「時間」、「対立の激化」などに対する懸念が他よりも高い点、人事事件で、「世間体」や「他に知られること」に対する懸念が大きいこと、さらには「他の人から訴訟を

避けるようにいわれる」頻度の高いことなどが示されている（【表 3E-10-1】）。

3 弁護士へのアクセス

（1）弁護士の委任状況

次に、上述のような利用者の利用動機や訴訟への期待を前提に、そのような利用者に対して、利用を決意したときにその橋渡しとなるべき弁護士へのアクセスは十分か、という観点からも検討を試みた。

今回の調査では、全体的にみれば、7割方の当事者に弁護士が付いていた（【表 2-2-3】）。この割合はほぼ現実の状況を反映するものであるが、当事者属性別、地裁規模別では、この委任率にも微妙な違いがある。当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）では、自然人被告のみ弁護士の委任率は5割を下回っている（【表 3A-9】）。地裁の規模別では、超大地裁の委任率が高く、中小地裁、超大地裁の委任率が相対的に低くなっている（【表 3B-9】）。事件類型別では、土地事件で弁護士委任率が高く、建物事件では逆に低いのが特徴的である（【表 3E-9】）。なお、結果の有利不利別に見た場合、とくに不利な結果に終わった事件で弁護士委任率が低いといった現象はなかった（【表 3C-9】）。

（2）委任経路および非委任理由

次に、今回の調査では、それらのものが弁護士を見つけるにあって何らかの問題を有していたか、また、弁護士の付かなかった3割弱の当事者に対しては、今回の訴訟において弁護士を付さなかった理由について尋ねている。

はじめに、弁護士を付した当事者に関し、全体では86%の回答者が弁護士を見つけるにあたって困難を感じておらず、困難を感じたものは10%にとどまっている（【表 2-4-1】）。弁護士を見つける経路は、「顧問弁護士」がもっとも多く、つづいて、「親戚知人の紹介」、「前から知っていた」といった答えが続く。より一般的なアクセス経路である「法律相談所」、「弁護士会の紹介」、「雑誌等」によるものは多くないことが示されている（【表 2-4-2】）。

弁護士の依頼時期に関しては（【表 2-4-3】）訴訟になるか否かが明らかになる前から弁護士を依頼しているケースが圧倒的に多いことが明らかになった。さらに、弁護士を依頼した理由に関しては、「弁護士に頼むと安心だから」という理由がもっとも多かったが、「自分では解決できないから」という消極的理由も多かった（【表 2-4-4】）。

なお、数は少ないが、弁護士を見つけるのに苦労した当事者に、その理由を尋ねたところ、「弁護士を知らない」、「弁護士に関する情報が少ない」といった答えが多かった（【表 2-4-5】）。

他方、今回の調査の中で、弁護士を付さなかった回答者は、その理由として、「弁護士が近くにいない」、「弁護士に知り合いがない」などからではなく、「頼むほどのことでなかったり」、「費用が高いから」と答えるものの割合が高かった（【表 2-4-6】）。後二者の問題は、相互に関連する面もある。弁護士へのアクセスに関しては、単純に弁護士の数の問題

だけでなく、費用の問題も十分に考慮に入れる必要がある。

これらを、当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に見てみると、弁護士アクセスについては、自然人と法人とで差異が現れた。法人はほとんど全く苦勞を感じていないのに対し、自然人では、原告の17%程度、被告の11%程度が弁護士を見つけるのに「苦勞した」と感じている（【表 3A-9-4】）。

弁護士を見つけた経路については、自然人原告では「親戚・知人の紹介」「前から知っていた」「法律相談所」の順、自然人被告では「親戚・知人の紹介」「前から知っていた」「弁護士会」の順に回答率が高かった。法人では原告被告とも「顧問弁護士」「前から知っていた」「親戚・知人の紹介」の順に回答率が高かった。すなわち、今回の調査範囲では、「親戚・知人の紹介」「前から知っていた」というアクセス経路はいずれの属性でも共通するが、自然人では「法律相談所」や「弁護士会」経由型も少なくなく、法人では半数以上「顧問弁護士」を有する企業が、民事訴訟を利用していたことがわかる（【表 3A-9-1】）。弁護士へのアクセス時期については、原告・被告で差異が現れた。自然人でも法人でも、原告では「裁判が予想される以前」に7割前後が弁護士を依頼し、被告では「訴えが提起されてから」が依頼した、という回答割合が4割弱と最多であった（【表 3A-9-2】）。ただし、被告で「裁判が予想される以前」に依頼したという回答割合も35%前後と、小さくない。弁護士を依頼した理由については、「弁護士に頼むと安心だから」「絶対に勝ちたいと思ったから」「自分では解決できないと思ったから」というのは属性を問わず肯定回答が多く、「親戚・知人に勧められたから」という項目は否定回答が多かった。「相手方に弁護士がいたから」という項目は、原告・被告で差異が出ており、自然人・法人を問わず原告は6割強の否定回答率、被告は5割強の肯定回答率であった（【表 3A-9-3】）。

弁護士を依頼しなかった理由については、当事者属性別で差異が見られたものだけを大まかに掲げると、「自分で訴訟をしてみようと思った」という項目で、原告は肯定傾向、受け身である被告は否定傾向であり、「費用が高すぎる」という項目で自然人が原告被告問わず肯定傾向、法人原告で肯定否定が拮抗、法人被告は否定傾向にある。「弁護士情報の不足」については、法人原告の9割を超える否定回答が目立ち、「弁護士を頼むほどのことではなかった」という項目では、概ね7割前後の肯定傾向ながら、自然人被告のみ4割程度の肯定回答しかない点が目につく。自然人には費用の高さが主たる理由の一つだが、法人が弁護士を委任しない理由は費用ではなく「弁護士を頼むほどのことではなかった」という点にあることがわかる（【表 3A-9-5】）。

また、地裁規模別に見た場合、弁護士を見つけた経路に関しては、超大地裁では、顧問弁護士がいたからが最も多いのに対し、中小地裁では親戚・知人の紹介が最も多くなるという差が出ている（【表 3B-9-1】）。依頼時期も、超大地裁の方が他より訴訟前に弁護士を依頼する割合が高い（【表 3B-9-2】）。弁護士の依頼理由に関しては、中小地裁では、「法律に詳しくなかったから」「親戚知人にすすめられたから」「自分で解決できないと思ったから」という理由が、割合的に他よりも多くなっている。逆に、超大地裁では、法人の比率

の高いせいか、「顧問弁護士・知り合いの弁護士がいたから」という理由が多くなっている。なお、それほど大きい差ではないが、中小地裁では、弁護士を見つけるの苦労したとするものの割合が高くなっている（【表 3B-9-4】）。また、弁護士を依頼しなかった理由に関しても、中小地裁では「弁護士の知り合いがいなかった」「弁護士が近くにいなかった」を理由にあげるものの割合が他より高くなっている（【表 3B-9-5】）。今回のデータの範囲内でも、弁護士へのアクセス状況には地域差がある可能性が示唆されている。

その他、有利不利別、事件類型別に見た場合、有利な結果に終わった当事者ほど早く弁護士を依頼する割合が高い点（【表 3C-9-2】）、不利な結果に終わった当事者ほど、「負けたくない」、「相手方に弁護士がいた」という理由で弁護士を付ける割合が高くなっている。また、不利な結果に終わった当事者は、「事件にふさわしい弁護士が見つからなかった」と答える割合が高くなっている（【表 3C-9-2】）。事件類型別では、弁護士へのアクセス経路に差が出ており、人事事件では親戚友人を通じて弁護士に行き当たる割合が非常に高い。そして、それに呼応して、依頼理由も「親戚・知人にすすめられた」とするものが多い（【表 3E-9-3】）。

総じて、今回の調査の回答者では弁護士の委任率が高く、かつ、弁護士へのアクセス障害の報告も少なかったが、それが「一般的に弁護士へのアクセス障害がない」ことの結果なのか否かは、このデータからは明らかではない。

それでも、こうした限られたデータの中から、いくつかの示唆を得ることは不可能ではない。原告によって訴訟に引きずり込まれた後に、弁護士の依頼も含めた応訴の準備をしなければならないことの多い被告に注目してみると、前述したように、弁護士委任率は被告でも法人では8割を超えるのに、自然人被告の委任率は5割未満と極端に低い。この点からは、弁護士へのアクセスが一般に容易であった、ということには疑念を生じうる。さらに、つぎの点が指摘できる。すなわち、第一に、自然人、法人とも弁護士へのアクセス経路（【表 3A-9-1】参照）で、「もともと知っていた」という回答がいずれも20%以上の肯定回答率を占めており、特に法人の場合には「顧問弁護士」という回答率が顕著に高いなど、訴訟以前から弁護士を知っていたものが訴訟に及んでいるようであり（原告法人で、両項目の合計は83.8%、被告法人で同合計が75.9%）、第二に、委任率が顕著に低い自然人被告でも、弁護士を委任した者の回答では、弁護士を見つけるのに「苦労しなかった」という回答の割合は85%にのぼり、委任率が9割を超えている自然人原告の76%よりもむしろ高い（【表 3A-9-4】参照）。第三に、地裁規模別にみると、弁護士分布が集中している超大規模地裁で委任率がもっとも高くなっている。こうした点からみると、そもそも弁護士へのアクセス経路を有していたか、アクセス障害があっても容易にクリアできたという者のみが訴訟に及んでいる、という可能性も否定できないように思われる。

他面、被告が何らかの請求を受ける立場であることからすると、例えば、特に自然人被告では金銭的な問題から（アクセス障害の有無とは無関係に）、弁護士にアクセスできな

ったのではないかと、という仮説も成り立ちうる。なるほど、弁護士を依頼しなかったという回答者の依頼しなかった理由については、「弁護士の知り合いがいなかったから」「弁護士が近くにいなかったから」という項目は自然人・法人を問わず否定回答率が高く、むしろ「弁護士の費用が高すぎたから」「頼むほどのことではなかったから」という回答に肯定傾向が表れている。しかしこの両項目とも、自然人・法人を問わず、被告の肯定回答率は、むしろ原告より低い（【表 3A-9-5】参照）。このデータからは、今回の回答者の自然人被告が金銭的に問題を抱えているような者ばかりで弁護士を依頼できなかった、といった仮説の正当性は、必ずしも裏付けられない。

今回の調査結果は、既に訴訟を利用した者を対象にしていたが、結果は、弁護士への大きなアクセス障害を直接示すものではなかった。今回の結果は、「知っている弁護士」が身近にいる、あるいは「顧問弁護士がいる」ということが、いわば司法への呼び水になっている、という側面もうかがわせるものの、この結果をもとに弁護士への一般的アクセス状況を考えるにあたっては、慎重な姿勢が必要とされよう。今回の調査では、知り合いや、顧問弁護士のいない当事者にとってより一般的なアクセス経路として存在している法律相談や弁護士会の紹介といったアクセス経路を報告する回答者は必ずしも多くはなかった。かりに、現時点で弁護士へのアクセス障害が存在していたら、今後は、これら一般に開かれたアクセス経路の利用の活性化も期待されるところであろう。

なお、自由叙述では、弁護士を委任しなかった理由として「弁護士費用が高すぎる」といった指摘や弁護士に相談にいかなくても「お金にならない」と断られたといった指摘が複数見受けられる点も注意すべきであろう。

4 訴訟体験の評価

(1) 手続評価

審理評価

次に、手続の評価について尋ねたのが、問 11 から問 15 である。問 11 は、自らが体験した手続の各種の主観的評価であるが、問 12 から問 13 では、特に費用と時間の点に関して、予想の程度や評価の原因についても尋ねている。

その結果（【表 2-5-1】）によれば、回答者は、主張や証拠の提示の機会に関しては、過半数のものが「十分にできた」と評価している（それぞれ、54.2%、64.7%）。また、手続の進め方に関しても、半数以上（51.0%）の回答者が「公正であった」と評価している。しかし、その反面、手続の分かりやすさに関しては、「分かりやすい」とするものの割合が半数を割り（45.9%）、「どちらともいえない」とする割合が高まっている（24.1%）。さらに、手続の合理性の評価も同様で、肯定的な評価は半数を割り、否定的な評価が増える傾向に

ある（肯定 44.9%、否定 36.6%）。そして、手続の時間的効率性、審理の充実度評価に至っては、肯定的評価以上に否定的な評価が上回るにいたっている（時間：肯定 40.7%、否定 4.0%、充実度：肯定 35.0%、否定 43.3%）。利用者の全体的評価としては、自らの体験した手続は、主張や証拠の提出の機会が保障され、公正な手続であると評価はするものの、合理性、効率性には欠ける面があり、審理の充実さに欠けるものと評価する傾向にあるようである。

当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）では、自然人被告に特徴的な回答傾向が見られる。「主張できた」「証拠を提出できた」「手続がわかりやすかった」「手続が公正・公平だった」という項目は、自然人被告だけが、他のグループに比べ否定回答が多かった。これらの項目は全般に、原告より被告において、また、法人より自然人において肯定回答が少なくなる傾向があるので、それが重なる自然人被告について、特に低い評価が数字の上では現れているものと推測されうる。「合理的だった」という項目は、自然人は肯定回答のほうが多かったが、法人では逆に否定回答の方が多かった。「時間的に効率的だった」という項目では、いずれの属性でも肯定否定が拮抗する傾向だが、自然人原告と法人被告で否定回答のほうがやや多かった。「充実した審理だった」で肯定回答のほうが多かったのは、法人原告のみであった。なお「やりとりがちゃんと聞こえた」については、属性を問わず、いずれも肯定回答を多く集めた。（【表 3A-11】）。後者に関し、現実には訴訟経験者が多い点は、前述の通りである（【表 2-3-1】）。

地裁規模別にみると、各地裁の評価の間に大きな差は見られないが、全般に通じる傾向としては、大地裁の評価が高く、超大地裁の評価が相対的に低くなっている。とくに、裁判の進め方の公正・公平性、進め方の合理性、時間的効率性に関しては、大地裁が他に比べ、高い評価を得ている（【表 3B-11】）。

また、興味深いのは、弁護士有無別の評価の違いである。弁護士の付かない当事者は、ついた当事者に比べ、主張の方はそうでもないが、「証拠の提出が十分にできなかった」と指摘する割合が高まる。しかし、反面、手続の公正さの評価や時間的効率性の評価では、弁護士の付かない当事者の方が高い評価を下している（【表 3D-11】）。事件類型別では、人事事件の当事者の評価に特徴が現れており、主張や証拠の提出、手続の公正さ、時間的効率性や充実度など各側面で否定的評価が多くなっている。また、土地事件に関しても、時間的効率性や充実度に関して、相対的に評価が下がっている。それに対して、建物事件では、合理性評価や時間的効率性の評価が相対的に高くなっている（【表 3E-11】）。

なお、結果の有利不利別に見た場合、上記の手続評価は一般に、有利な結果を得たものは高く、不利な結果を得たものは低くなっている（【表 3C-11】）。しかし、これらの評価がすべて結果の有利不利によって説明されうるものばかりではない点は、後述の通りである（「III 訴訟体験評価の要因と構造」参照）。

費用評価

当事者の訴訟費用の評価（【表 2-5-2】）は、全体的に見たとき、どちらともいえないとするものの割合がかなり高くなるが、高いあるいは低いといった形で積極的な評価を示したものの間では、高いとしたものの割合の方が遙かに高くなっている。そして、それら費用に関しては、半数をわずかに超えるものが訴訟開始時点でおおよその予想を持っていたが、逆に半数近くのもの、どれくらいの費用がかかるのか、全く予想のつかない状況にあったことが示されている（【表 2-5-3】）。なお、「費用の予想がついた」と答えたもの多くは、弁護士からの情報によることが示されている（【表 2-5-4】）。また、「訴訟費用が高い」と答えたものに対して、どの部分を高いかと尋ねたところ、多くのものは「弁護士費用」と答えている（【表 2-5-5】）。

当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に見ると、原告の方が被告より費用を「高い」と感じている割合が大きい（【表 3A-13】）。「高いと感じている部分」については、属性を問わず「弁護士費用」と回答されているが、法人原告では「手数料」も高いと回答している割合が大きいのが目につく（【表 3A-13-1】）。費用予測については、自然人では回答者の半数以上は「予想できなかった」と回答しているのに対して、法人では被告で7割、原告は8割以上が「予想がついた」と回答している（【表 3A-12】）。ほぼ7割以上が「依頼した弁護士からの情報」によって費用予測している点は、属性別で差異がないが、自然人被告で「独自調査」の回答割合が比較的高く、法人原告で「訴訟経験」の回答割合が比較的高い点が目につく。（【表 3A-12-1】）

地裁規模別では、この点に関しても、大地裁の評価が他よりも肯定的で、「費用が高い」と答えるものの割合が低くなっている（【表 3B-13】）。費用の予想の点に関しては、超大地裁がもっとも予想可能であったものの割合が高く、6割を超えるのに対し、逆に中小地裁では予想がつかなかったものの割合が半数を越えている（【表 3B-12】）。後述の訴訟に要する時間の予想と同様に、地域間で訴訟に関する情報格差が存在する可能性が示されている。

また、情報格差は、弁護士の有無によっても生じており、弁護士の付いていない当事者は、「訴訟費用の予測ができなかった」とする割合が高いのと同時に、訴訟費用自体の評価も「どちらともいえない」とするものの割合が非常に高くなっている（【表 3D-12】、【表 3D-13】）。これは、弁護士の付かない当事者が訴訟費用や時間についての判断基準を有していないことに起因するものと思われる。事件類型別では、相対的に見ると、土地事件、建物事件で予測がつきにくく、金銭事件でつきやすいようである（【表 3E-12】）。費用の額に関しては、人事事件、土地事件で「高すぎる」とするものの割合が高くなっている（【表 3E-13】）。そのほとんどが弁護士費用が原因のようである（【表 3E-13-1】）。

なお、試みに、回答者の費用予測と実際の評価との関係を調べてみた。その結果によれば、予想の立っていた当事者の評価の方が評価は二分化し、「どちらともいえない」とするもの割合が減少しているが、予想の有無がとくに肯定評価を導くといったことは無かった（【表 2-5-7】）。

時間評価

訴訟にかかった時間に関しては、約 28%が合理的範囲と答えた反面、「やや長い」「長い」と評価したものが約 36%に及んでいる（【表 2-5-8】）。全体的には否定的評価が優勢といえるが、その程度は予想されたほどでもないともいえよう。ただし、今回の調査に関しては、前述のように（第 1 部 1「2 調査事件の概要」参照）審理期間 2 年以上の事件の比率が実際よりも低くなっている点には留意する必要がある。なお、時間に関しては、費用以上に、予想が難しかったようであり、半数以上（54.6%）の回答者が「予想がつかなかった」と述べている（【表 2-5-9】）。予想がついたものに関しては、情報源は、多くは弁護士であった（【表 2-5-10】）。なお、訴訟にかかる時間が「長すぎる」と答えたものに対して、訴訟のどの段階で時間がかかったかを尋ねたところ、最も多かったのは「全体的に期日と期日の間が長い」という答えであった（【表 2-5-11】）。また、遅延の原因に関してもっとも多かったのは、「相手方の引き延ばし」という回答であったが、それとほぼ同じ割合で、「弁護士や裁判官の日程調整」を指摘するものがあった（【表 2-5-12】）。

これを当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に見ると、自然人被告を除き、「長い」とする回答が 4 割前後を占め、「短すぎる」という回答が著しく少ない。自然人被告のみ、「長い」とする回答割合は 2 割弱で、「短すぎる」という回答も 16%あるのが目につく（【表 3A-15】）。長いと感じた部分について、「全体的に期日間が長い」とする回答が非常に多いのは共通するが、原告で「提訴後第 1 回期日まで」という回答の割合が比較的大きく、法人被告で「第 1 回期日から尋問まで」という回答の割合が比較的大きい点が目につく（【表 3A-15-1】）。長いと感じた理由では、自然人では「相手の引き延ばし」、法人では「弁護士の日程」「裁判所の日程」という回答割合が、比較的大きい。また「和解が難航」という理由も、法人原告を除き、比較的多い回答であった（【表 3A-15-2】）。時間についての予想の点では、自然人では 6 割強が「予想がつかなかった」と回答したのに対し、法人では 6 割前後が「予想がついた」と回答している（【表 3A-14】）。自然人原告では 7 割、法人では原告被告とも 5 割以上が「依頼した弁護士からの情報」によって時間予測しているが、自然人被告で「独自調査」の回答割合が比較的大きく、法人原告で「訴訟経験」の回答割合が比較的大きい点が目につく。自然人被告では、「弁護士情報」「訴訟経験」「独自調査」の各項目の回答割合が、各々 3 割前後で拮抗している。（【表 3A-14-1】）

地裁規模別に見た場合、費用同様、時間予想に関しては、地裁規模が大きくなるほど、予想率が高くなる傾向にある（【表 3B-14】）。また、時間評価に関しても、大地裁では「合理的範囲」とするものの割合が他地裁よりも高くなっている（【表 3B-15】）。長いと感じた時期については、大地裁で、「提訴後第 1 回期日までが長い」と答えたものの割合が高い点が特徴的なほかは、「全体的に期日の間隔が長い」と答えたものの割合は、地裁規模が大きくなるに従って高くなる傾向にある（【表 3B-15-1】）。遅延の原因に関しては、「相手方の引き延ばし」が地裁規模と比例し、大規模になればなるほど多いのに対し、「人証が多い」「和解が難航した」といった原因指摘は、中小地裁ほど割合が高くなっている（【表 3B-15-2】）。

弁護士の有無別に見た場合、やはり弁護士のいない当事者は時間予測もたてにくかったようである。6割の回答者が「全く予想がつかなかった」としている。しかし、反面、時間評価それ自体は、弁護士のいない当事者の方が肯定的に評価しており、「長すぎる」とするものは8.6%にとどまっている（代理人がついた場合、同様の比率が45.6%、【表 3D-15】）。そして、遅延時期に関しても、とくに集中した指摘は存在しない。これに対し、弁護士が付いた場合には、遅延時期は「全体として期日間隔が長い」という指摘に集中している（67.0%、【表 3D-15-1】）。

事件類型別では、時間予想が立ちにくいのは建物事件、人事事件のようである（【表 3E-14】）。しかし、実際の時間評価をみると、建物事件においては「長すぎる」と答えた回答者の割合はさほど高くないが、人事事件では約4割の回答者が長すぎると答えるといった違いがある（【表 3E-15】）。遅延時期に関しては、人事事件で「和解がまとまるまで」という指摘、土地事件で「全体的な期日間隔」といった指摘が相対的に多くなっている（【表 3E-15-1】）。

なお、この時間評価に関しても、当事者の予想の有無と評価の関係を調べてみた。その結果、予想のつかなかった当事者の方で「合理的範囲」と答えるものが減り、「長すぎる」と答えるものが増えている（【表 2-5-13】）。また、回答者の時間評価と現実の審理期間等との関係を調べたところ、「合理的範囲」とするものの平均審理日数は約175日、「やや長い」とするものの平均審理日数は約334日、「長すぎる」とするものの平均審理日数は約461日であることがわかった（【表 2-5-14】）。

最後にここで、費用予測と時間予測について、訴訟へのアクセスとの関係で、補足的に言及しておきたい。訴訟回避理由のところで触れたように、今回の調査では、「費用」と「時間」こそが、訴訟にためらいを感じる主たる要因であった。それゆえ訴訟にかかる費用と時間は、訴訟利用に至る者にとって重大関心事といえるが、それら訴訟にかかる費用と時間の予測がついたという回答をした者の情報源については、上述のように「弁護士から聞いた」というのがいずれも最も多い回答であった。弁護士は、紛争を抱えた当事者にとっての訴訟に関する個別具体的な情報提供者という、身近な司法機関でもあることが再確認できたと言える。じっさい、「時間」と「費用」の予測ができていたかという点では、すでに言及したとおり、法人では予測できていたという回答が多いのに対し、自然人では半数を下回っている。その点を考えると、弁護士へのアクセスの難易が、訴訟情報の獲得の難易を左右し、ひいては訴訟へのアクセス自体の難易に影響している可能性も否定できないのである。

（2）裁判官評価

裁判官に関しては、「中立性」、「信頼性」、「常識性」や「法律以外の知識」、「準備のよさ」など、8項目にわたり個別的な質問を行い、最後に、裁判官の対応全体に対する満足度を

尋ねている。その結果、全体として見ると、裁判官は中立的で、言い分をよく聞き、信頼性が高く、丁寧である、あるいは権威的ではなかったなどの点について高い評価が示された。しかし、その反面、「法律以外の知識」、「準備のよさ」などの点に関しては評価が分かれており、肯定的な評価が、40%を割っており、否定的な評価が25%を越えた【表 2-6-1】。さらに、全体的な満足度に関しては、満足を感じているものが多数であるが、不満を感じているものも相当数（36.7%）あった（【表 2-6-2】）。裁判官評価に関しては、勝敗による影響も大きいと思われるだけに、不利な判断を得たものの評価が低くなってしまふことは避け得ないとしても、「法律以外の知識」、「準備のよさ」に関する評価がやや低いこととも合わせ、留意すべき点が多いように思われる。

これらを当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に見てみると、「中立的」「言い分を聞いてくれた」「丁寧に接してくれた」、「非権威的」に関する評価はどのグループでも高かったが、特に法人原告（各項目の肯定的回答率は7割前後）。しかし、自然人は法人に比べこれらの項目に対する否定的評価が相対的に多かった。「信頼できる」については、法人は6割強の肯定回答であったが、自然人では肯定は5割を下回り否定も25%を超えている。「一般常識を備えている」については、積極評価は自然人で5割弱、法人で5割強にとどまり、「法律以外の知識」「準備のよさ」の各項目については、約四人に一人が消極評価をしており、「満足度」についても、自然人の4割強、法人の3割前後が消極評価をしている（【表 3A-16】）。

地裁規模別では、特徴的なのは、全般的に大地裁の裁判官の評価が高い点である。特に「丁寧さ」の評価に関しては、群を抜いたものがある。反面、超大地裁において肯定評価が一般的に低めになる点は注意を要するところでもある（【表 3B-16】）。

弁護士の有無別に見た場合、満足度評価を含め、一般的に弁護士のつかない当事者の評価の方が高く、「常識性」、「丁寧さ」、「法律外の知識」に関する評価でその傾向が顕著である（【表 3D-16】）。事件類型別では、人事事件の評価が他に比べ特徴的であり、一般に否定評価の割合が高くなっている。他方、比較的肯定評価が高まるのは建物事件である（【表 3E-16】）。

なお、裁判官評価に関しても、有利不利別に見た場合、有利な当事者の評価が一般に高く、不利な当事者の評価が一般に低いことが示されている（【表 3C-16】、ただし、結果の有利不利のみが評価の決定因ではないことについては、「III 訴訟体験評価の要因と構造」参照）。

最後に、自由叙述に関する現状での分析では、「裁判官の専門知識や社会常識の欠如」を指摘するものや、「和解の押しつけ」、「十分に話を聞いてくれない」、「専門用語を使い話が理解できない」旨の指摘が複数見られる。これらの指摘の頻度自体は、今回の調査では十分に把握しきれないものの、不満原因としては十分に留意すべき点といえよう。

（3）裁判所職員評価

次に、問 17 では、裁判所職員に対する評価を尋ねている。訴訟当事者、とくに本人訴訟の場合には、裁判所職員との接触頻度も高く、それら職員に対する評価が裁判制度評価に一定の影響を与えることも予想されたことから設けられた質問である。ただ、この質問に関しては、裁判所職員に実際にはほとんど接触を持たない当事者がいることも考えられたので、はじめに、接触の有無を確認し、接触経験のあるもののみに対し、その評価を尋ねることとした。その結果、職員とは 1/3 程度の接触、その半数以上は書記官という結果となった（【表 2-7-1】、【表 2-7-2】）。

それらの回答者に職員に対する評価を尋ねたのが問 17 - 2 である。評価は、全体的に見て概ね好評であった。「中立性」、「話を聞く態度」、「丁寧さ」、「非権威的」などの点においては 70% を越える回答者が、また「効率性」の評価については約 60% の回答者が肯定的な評価を示した。否定的な評価は、「非権威的」という項目を除きすべて 10% 未満であった（【表 2-7-3】）。その結果、全体的な満足度に関しても、60% を越えるものが満足した旨を示している（【表 2-7-4】）。この裁判所職員の評価に関しては、訴訟の勝敗が各種評価に直接的には影響を及ぼしていないようである。ただ、自由叙述には、「親切にしてもらった」という感謝を述べているものもある反面、「無愛想、事務的、権威的」といった批判が記載されているものもあった。

これらを当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に見てみると、接触した職員は、自然人原告のみ「受付職員」が 5 割、「書記官」が 4 割強といった回答であったが、自然人被告と法人原告・法人被告は、6 割以上が「書記官」であった（【表 3A-17-1】）。評価はいずれも属性を問わず高かった（強いて言えば、高評価のなかでも「効率性」と「満足度」の肯定評価が他に比べて若干下がる程度。【表 3A-17-2】）。

これに対し、地裁規模別に見た場合、若干の地域差が見られる。たとえば、「ちゃんと話を聞いてくれたか」という質問に対し、中小地裁では回答者の 79.2% が肯定的に答えているのに対し、超大地裁では 62.0% まで下がっている（【表 3B-17-2】）。同様の傾向は、「仕事の効率性」評価に関してもあてはまる（【表 3B-17-2】）。そして、そういった評価のあられか、全体的満足度に関しても、超大地裁における職員評価は中小地裁に比べ、かなり低くなっている（【表 3B-17-2】）。

弁護士の有無別では、やはり、裁判所職員との接触頻度に関して、大きな差が生じた。弁護士の付いた場合は職員との接触を指摘するものが 24.8% にとどまったのに対し、弁護士が付かない場合は同様の指摘が 55.4% に及んだ（【表 3D-17-1】）。後者の場合の接触対象は、やはり書記官が過半数であった（【表 3D-17-2】）。各側面に関する評価に関しては、裁判官に対する評価と同様、一般に弁護士の付かない当事者の評価の方が高かった。ただし、「非権威的」に関してのみは、弁護士の付かない当事者の方に否定的評価が多かった（【表 3D-17-3】）。

事件類型別では、接触頻度に関して、人事事件で高く、土地事件で低いことが示された（【表 3E-17-1】）。

なお、前述のように、この裁判所職員評価に関しては、一般的にあって、裁判官評価ほど、結果の有利・不利による影響が見られなかった（【表 3C-17-3】）。

（４）弁護士評価

自己側弁護士評価

弁護士に対する質問は、基本的には裁判官に対する質問と同じ内容になっている。ただし、「中立性」に関しては、弁護士は当事者の代理人として活動することが期待されていることを考え、ここでは省き、逆に「説明のよさ」に関する質問を付け加えている。

結果は、個別評価に関しては、いずれの点に関しても、肯定評価が70%を越えている。否定評価も、「準備のよさ」および「説明のよさ」に関して否定評価が10%を越える以外は、いずれも10%未満の否定評価となっている（【表 2-8-1】）。全体的満足度に関しても約66%の回答者が満足した旨を述べている（【表 2-8-2】）。弁護士がついた場合には、自らの側の弁護士に対しては概ね肯定的な評価がなされていることが解る。

しかし、反面、自由叙述中には不満も多く、「十分に説明してくれない」、「説明をちゃんと聞いてくれない」、「専門知識が不足している」旨の不満が複数指摘されている。改善すべき点であろう。また、「裁判官あるいは相手方弁護士と馴れ合いになっている」との指摘もあった。

当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に見てみると、全項目で高評価であるものの、法人よりも自然人の方が相対的に見ると評価が厳しい。特に、「一般常識」「準備のよさ」「説明のよさ」「満足度」については、法人の肯定評価より自然人の肯定評価の方が、かなり割合が低い（「満足度」では20%程度の開きがある。【表 3A-18】）。

地裁規模別では、「丁寧さ」、「準備のよさ」、「説明のよさ」に関しては超大、大地裁の評価が高く、その結果、「全般的満足度」でも、超大、大地裁の評価が、中小地裁の評価よりも高くなっている。弁護士に対する評価は、大都市ほど高いようである（【表 3B-18】）。

事件類型別では、人事事件に関し、「十分に言い分を聞いてくれた」とする評価が多いものの、「事件についての説明がない」という指摘が他に比べ多かった。また、土地事件に関し、全体的な満足度が他に比べ低くなっている（【表 3E-18】）。

有利不利別では、他と同様、有利な当事者には肯定評価が多く、不利な当事者には否定評価が多いという一般的な傾向はあるものの、その傾向は、裁判所職員の場合と同様に、裁判官評価ほど顕著なものではない（【表 3C-18】）。

相手側弁護士評価

なお、今回の調査では、約71%の回答者に関して相手側に弁護士がついていた（【表 2-9-1】、この割合は超大地裁がもっとも高かった。【表 3B-19】）。それらの回答者に相手方弁護士について、「迅速に審理を進めようとしていたか」、「権威的であったか」、「弁護に必要な専門知識を有していたか」について質問をした。答えはいずれも、肯定・否定の評価が拮抗している。相手側弁護士に関しては、約4割の回答者が、「審理迅速に進めようとしていなか

った」、あるいは、「権威的である」と感じている旨が示されている（【表 2-9-2】）。敵対当事者故に肯定的な評価が出にくいことは否定し得ないが、審理の進行や態度に関しては誤解を招かぬよう配慮が必要であろう。

なお、当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に見ると、相対的に被告側で「相手側に弁護士が付いていた」との回答割合が高く、特に法人被告では、9割弱がそう回答している（【表 3A-19】）。相手側弁護士の評価項目では、まず「適正・迅速に進めようとしていたか」について、自然人・法人を問わず原告は否定傾向、被告は肯定傾向にあった。次いで「権威的・威圧的だったか」については、自然人では、原告はやや否定のほうが多く、被告はやや肯定のほうが多かったのに対し、法人では原告・被告とも否定のほうが多かった。「法律以外の知識を持っていたか」では、自然人では原告はやや否定のほうが多く、被告はやや肯定のほうが多かったのに対し、法人では原告・被告とも肯定のほうが多かった（【表 3A-19-1】）。

地裁規模別では、三つの質問すべてにつき、超大地裁の評価がより否定的になっている（【表 3B-19-1】）。自己側弁護士に対しては、大規模庁ほど評価が高かったことを考えると、大規模庁ほど弁護士の党派性が高いことも考えられる。

事件類型別では、建物事件について相手側の代理率が低くなる点、土地事件においては相手側の弁護士が「適正迅速さ」や「法律外知識」の双方に欠けるとの評価が相対的に増える点、人事事件において相手方弁護士が「権威的である」と評価される割合が高くなっている点などが特徴的な点である（【表 3E-19-1】）。

5 終局・履行状況と結果評価

（1）終局状況

調査回答者の関与した事件の終局状況は、【表 2-10-1】に示した通りであるが、前述のように通常より和解が多めの傾向にある。これらの終局結果につき、当事者に有利不利の判断を仰いだ結果が【表 2-10-2】である。概ね、「有利」、「どちらともいえない」、「不利」の割合が1/3ずつになっている。理論上は、全ての当事者を対象にした場合、有利不利の比率は等しくなるはずである。その意味でも、今回の回答者がほぼ偏りのないものであることが示されたといえる。ただ、「どちらともいえない」とするものも相当割合で存在しているが、これは和解による終局が比較的多かったことによる影響が考えられる。

なお、当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）では、自然人が「判決」35%前後・「和解」50%前後という終局状況なのに対し、法人では「判決」27%・「和解」65%と、和解の率が相対的に高い。「取り下げ」による終局は概ね5%前後であった（【表 3A-20】）。「判決で終局した場合の不服申立て状況」は、自然人原告と法人の原告・被告で「不服申立てなし」との回答が概ね6/7割を占めたが、自然人被告のみは「不服申立てなし」は5割にとどまり「不服申立てあり」と拮抗した（【表 3A-20-3】）。「有利・不利」については、自然人法

人とも、原告で「有利」の割合が大きく（44%強）、被告で「有利」の割合が小さかった（18%強）（【表 3A-22】）。

また、地裁規模別に見た場合、超大地裁では和解が多く判決が少ないのに対し、中小地裁では逆に、判決が多く、和解が少なくなっている（【表 3B-20】）。事件類型別では、金銭事件で和解、人事事件で取り下げの比率がそれぞれ他より若干高くなっている（【表 3E-20】）。

（２）履行状況

これら訴訟の結果、回答者が得た権利義務の状況を示したのが【表 2-11-1】である。回答者の中では、権利取得者の割合がやや高くなっている。原告・被告別では、原告で権利取得者の割合が高く（7/8割）、被告で義務負担者の割合が高い（7割前後）、というように偏っている（【表 3A-21】）。一般的には原告が権利を主張し、被告がそれを受けてたつことのあらわれといえよう。権利義務の内容は、大きく金銭に関するものとそれ以外に分かれるが、権利義務ともに金銭に関するものが多数であることが解る。相手方に負わせた支払い義務金額の平均は、原告・被告とも、各々法人が自然人の3倍前後となっている（【表 3A-21-1a】）。金銭以外を対象とする権利義務の場合は、土地の明け渡しと登記関係の事件の比率が高くなっている（【表 2-11-2】、【表 2-11-3】）。度数は小さいが、今回の調査データの枠内では、原告で土地建物の明け渡しが多く、被告で土地建物の所有権確認が多かった。

これら訴訟後の権利義務の取得結果がどれだけ実現しているのかを示したのが、【表 2-11-4】から【表 2-11-6】である。はじめに、全体的に見た場合、回答者が取得した権利に関しては、実現されたものは、「完全に」が43.9%、「一部実現」を含めても63.1%にとどまっている。継続中は5%程度であることを考えると、必ずしも高い数値とはいえない。また、そのような状況下においても、強制執行の利用率は必ずしも高いものではなく、10%に満たない利用率となっている。

ただ、この点を、当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に検討してみると、状況がやや異なってくる。前述のように、今回の調査対象となった訴訟で「権利を得た」と回答したのは、自然人・法人とも原告に偏っているため、原告に絞ってみてみると、相手方の債務の履行状況につき、履行状況は、「完全に果たした」「一部果たした」を合わせて、自然人原告・法人原告とも7割にのぼり、まずまずの履行状況である。（【表 3A-21-2】）。また、12%強が執行を行なった法人被告を除き、概ね6割以上が全く強制執行を行なっていない。相手側未履行の場合に絞っての強制執行率については、自然人は非常に低いのに対し、法人では35%前後に及んだ（【表 3A-21-3-1】）。

地裁規模別に見た場合に特徴的なのは、相手方履行状況に関しては、超大、大地裁では完全履行が比較的多く、一部履行が少ないのに対し、中小地裁では完全履行が少なく、一部履行が比較的多くなっている（【表 3B-21-2】）。強制執行率に関しては、一般的に利用率が低いなかでも超大地裁がもっとも高く、他地裁の2倍の頻度になっている（【表

3B-21-3-1】)。弁護士の有無別では、履行状況にあまり差はなく、むしろ強制執行率は弁護士のいない当事者の方が高かったが、件数が少ないので解釈には注意を要する（【表 3D-21-3-1】）。

つぎに、回答者が義務を負った場合の履行状況は、相手方に比較するとやや高く、「完全に履行した」54.7%、「一部履行」15.7%で、両者を合わせると約70%に達している（【表 2-11-6】）。ただし、この点は、義務を履行したものが積極的にアンケートに協力したことも考えられ、訴訟利用の実態を必ずしも反映したものではない可能性がある。むしろ、前記の権利取得者がそれを実現できない割合を重視すべきであろう。なお、回答者が「強制執行を受けた」と報告した割合もやはり高くはなく、5%未満にとどまっている（【表 2-11-7】）。

当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）では、やはり前述したように今回の調査で「義務を負った」と回答したのは、自然人・法人とも被告に偏っているので、被告に絞って試みる。すると、自然人・法人とも「完全に・一部果たした」と回答した被告は8割近い。反面、自然人で「全く果たしていない」が1割にのぼるのが目につく（【表 3A-21-5】）。なお、地裁規模別では、ここでも中小地裁完全履行率が低くなっている（【表 3B-21-5】）。弁護士の有無別では、強制執行を受ける率が弁護士のいる当事者の方が高かった点を除き、あまり大きな差が見られなかった（【表 3D-21-5】）。

（3）結果評価

理解度、不服申し立て

以上のような、訴訟結果に対して、当事者がどのような評価をなしているのであろうか。はじめに、評価の前提としての理解を確認してみる。

全体的に見ると、判決の場合、約60%が、和解の場合は約65%の回答者がわかりやすかったと答えており、過半数のものはその内容を理解していることが示された。しかし、その反面、逆にわかりにくかったと答えたものは、それぞれ31.4%、14.8%となっている。判決の場合には、回答者の3人1人がわかりにくいと答えていることになり、この点に関しては何らかの対応が望まれるところであろう。また、和解の方が判決よりも当事者にとって理解しやすいようであるが、当事者の合意による解決であるはずの和解に関しても1割以上のものが「内容がわかりにくい」としている点は問題であり、検討を要する点といえよう（【表 2-12-1】、【表 2-12-3】）。判決、和解に対する弁護士の説明は、判決で65.9%、和解で70.9%が「わかりやすい」と答えており、それぞれの理解度を高める役目は果たしているものの、弁護士の説明に対しても、判決で、なお13.6%の回答者が「わかりにくい」としている点は留意すべき点であろう（【表 2-12-2】、【表 2-12-4】）。

なお、当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に見ると、「判決のわかりやすさ」については、自然人被告のみは「わかりやすい」は5割を下回った（【表 3A-20-1】）。「判決についての弁護士の説明」に関しては、全般に「わかりやすい」という回答が多数を占めた

が、相対的には、原告は被告よりも肯定的評価を与える傾向が看取できる（【表 3A-20-2】）。次に「和解のわかりやすさ」という項目では、法人原告では「わかりやすかった」回答が 8 割を占めているのが目立つ。しかし自然人では法人より「わかりにくい」の割合が増し、自然人被告では 2 割以上が「わかりにくい」としている（【表 3A-20-4】）。「和解に対する弁護士の説明」という項目では、自然人被告のみは「わかりやすい」は 55%にとどまった（【表 3A-20-5】）。

地裁規模別に見た場合、特徴的なのは、判決、和解とも大地裁の理解度が高い点である（【表 3B-20-2】、【表 3B-20-4】）。大地裁に関しては、手続評価等も高い肯定評価を得ていたが、それに対応した結果ともいえよう。特に注目に値するのは、大地裁の場合、判決に対する不服申し立て率が非常に低くなっている。審理の充実が不服申立を減らす可能性が示唆されている（【表 3B-20-3】）。

弁護士の有無別では、弁護士のいない場合の方が、判決、和解ともに理解度が高かった（【表 3D-20-2】、【表 3D-20-4】）。不服申し立てに関しては、弁護士の付いた方が申立率が圧倒的に高かった（【表 3D-20-3】）。事件類型別では、判決、和解とも人事事件で「わかりにくい」という答えが多かった（【表 3E-20-2】、【表 3E-20-4】）。これに対し、土地事件の判決は、「わかりやすい」とするものが多かった反面、不服申立率も高かった（【表 3E-20-3】）。

内容評価

訴訟結果に関しては、内容評価と態度に質問を分け、前者については「公平さ」、「社会常識との一致度」、「法律との一致度」、後者については「認容度」、「納得度」、「満足度」について尋ねている。このうち、後の 3 項目は、類似の質問であるが、回答者の中には不利な結果に終わったものも当然含まれており、それらの回答者の評価については、単純に満足度を聞くだけでなく、結果が受け入れ可能か否かといった認容度を尋ねたり、納得可能か否かなおを尋ねることによって、より正確な理解が可能であろうとの考えで設けたものである。

結果は、いずれの点に関しても、肯定評価が相対的には多い反面、相当数否定評価のものもいることを示している。1/3 の回答者が不利な結果を受けるに至っていることから、否定的な評価が生じることは当然予想できる点でもある。しかし、その中で、「法律に一致しない」と答える回答者よりも、「社会常識に一致しない」あるいは「公平ではない」とする回答者の割合が多くなっていることは注目に値しよう（【表 2-12-6】）。訴訟当事者の視点からは、法的解決と社会常識に適う解決あるいは公正な解決との間でわずかながら開きのある可能性が示されている（この点に関する詳細は後述、第 3 部 III「5 裁判結果に関する評価の構造と要因」の「(4) 結果評価間の一致・不一致」参照）。同様に、「満足できない」とするものよりも、「認容できない」とするものの割合が少ないことも注目に値しよう（【表 1-12-7】～【表 1-12-9】）。このことは、結果には不満であるが、なおその結果は受け入れ可能であるとした回答者がいた可能性を示唆しており、訴訟当事者の評価が多様であることが示されている。訴訟においては、一方当事者が不利な結果に終わることは一定程度避

けられないだけに、すべてに満足な結果は望めないとしても、なお当事者にとって許容可能な結果を追求することが望まれよう。

以上の点を当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）に見てみる。「公平性」と「社会常識との一致度」については、原告（56割）に比べて、被告の肯定割合が低い（4割前後）。以上の項目では自然人と法人で差異が目立つが、「法律との一致度」、裁判結果の「認容度」および「納得度」「満足度」の4項目では、法人原告の突出して高い評価が特徴的である。（【表 3A-23】）

また、地裁規模別に見た場合、ここでも目に付くのは、大地裁における肯定評価の割合の高さである。特に、結果の認容度に関しては、「受け入れることができる」とするものが、68.9%に及んでおり、ほぼ3人に2人は、訴訟の結果を受け入れる態度を示している。これは、審理充実の効果を示すものとして注目に値する。なお、ここでは、中小地裁と超大地裁の評価にほとんど差がない（【表 3B-22】）。

弁護士の有無別では、満足度に関してはわずかな差で逆転しているものの、一般的には弁護士の付かない当事者の方が結果を肯定的に評価していた（【表 3D-22】）。また、事件類型別では、人事事件、土地事件の満足度が相対的に低くなっている点、建物事件で、結果が常識に一致していると答えた回答者が多かった点になどが特徴的な点である（【表 3E-22】）。

6 裁判制度評価

最後に、今回の訴訟経験を通じての裁判制度全体に対する評価を尋ねたのが問24である。ここでは、訴訟制度の「紛争解決機能性」、「公正さ」、「利用しやすさ」、「訴訟制度全体に対する満足度」を尋ねたほか、「法律自体の公正さ」や「法律と国民生活の現状との一致度」などについても質問を行った。そして、最後に、「同様の状況下では再度訴訟を利用するか」、あるいは、「同様の状況下で、他人に訴訟を勧めるか」についても質問をなしている。

はじめに、訴訟の紛争解決機能に関しては、37.4%の回答者が「その機能を果たしている」と評価したのに対して、ほぼ同数の36.9%の回答者が「その機能を果たしていない」答えた。回答は二分しているが、利用者の3人に1人以上が、訴訟制度の紛争解決機能を否定している点は留意すべき点といえる。さらに、利用しやすさにいたっては、半数以上の53.6%の回答者が「利用しにくい」と指摘している。この数値は、不利な結果を得たものの割合を上回るものであり、この評価が単に不利な結果を得たものが否定的な態度を示しただけのことでないことは明らかである。同様に、訴訟制度全体に対する満足度に関しても、46.8%の回答者が「満足していない」ことを示しており、この数は「満足しているもの」（18.6%）をはるかに凌いでいる。やはりこの点も、単に不利な結果を得たものだけでなく、どちらともいえない、あるいは、有利な結果を得たものであっても制度に不満をいただいたものがあることを示唆するものである（【表 2-13-1】）。

ただ、「制度の公正さ」に関しては、41.7%の回答者がその公正さを認めており、「公正ではない」とするものを凌いでいる。また、利用者の多くは「法律自体は公正である」と評価（42.2%）している反面、「国民生活の現状に合わない」と評価しているもの（45.1%）も少なくない。訴訟制度に対する不満の原因の一端が実体法にある可能性も示唆されている。

このような評価のもと、「同じような状況のもとで、再度訴訟を利用するか」との質問に対し、半数の回答者（53.2%）は「利用する」と答えているが、21.6%の回答者は「利用しない」と答えている。さらに、「同様の状況にある他者に対しては、訴訟を勧める」とするものが41.2%に減少している（【表 2-13-1】）。これらの数値は、一般的には訴訟に期待するものが相当数いることを示す反面、訴訟が紛争解決の最終手段であることを考えると、必ずしも高い割合とはいえない。

以上の点を、当事者属性別（自然人・法人×原告・被告）にみてる。法人原告が際だって高評価を示している項目が目立つ。すなわち、「訴訟の紛争解決機能」「裁判の公正さ」「法律自体の公正さ」に関しては、法人原告の肯定回答の割合が相対的に高く、また、制度一般の「満足度」の点では、法人原告のみ否定回答率が半分以下にとどまっている。「利用しやすさ」については、全般的に否定傾向が強い。原告は、相対的には被告より肯定傾向であった。「法律の国民生活の現状との一致度」では、全般的に否定回答が強いが、相対的には原告のほうが被告より厳しい。「再利用意思」の点では、自然人・法人とも、原告では肯定回答が多い（6/7割の肯定回答。法人原告では、否定回答は1割にも満たない）のに対し、被告では肯定回答は5割を下回る。「他人への推奨」についても、自然人・法人を問わず、原告の肯定回答の割合が5割を超えたのに対し、被告では3割強の肯定回答率しかなく、否定回答率を下回った。（【表 3A-24】）

なお、地裁規模別に見た場合、これらの評価が、特に超大地裁において低い点が特徴といえる。特筆に値するのは、超大地裁では62.1%の回答者が「裁判制度を利用しにくい」と答えた点である（【表 3B-24】）。満足度に関しても同様で、明らかに半数以上の回答者（55.4%）が満足していない旨を示している。超大地裁は、ともに膨大な訴訟数に悩む地区でもあるが、同時に日本においてもっとも先進的な実務改革を行っていると言われていたところであるだけに、この結果は真摯に受け取られるべきであろう。

また、裁判制度に対する評価は、裁判官に対する評価同様、一般的に結果の有利不利によって強く影響を受けていた。その傾向は、とくに「紛争解決の機能」「裁判制度の公正さ」「法律の公正さ」「裁判制度の満足度」に関して顕著であり、不利な結果を得たものは、これらの点に関し、著しく低い評価をなしている（【表 3C-24】）。ただし、これら制度評価が、単純に結果の有利不利によってのみ影響されていたわけではない点は、後述の通りである（「III 訴訟体験評価の要因と構造」参照）。

弁護士の有無別に見た場合には、これらの評価にはあまり差は見られなかった。また、事件類型別に見た場合、「紛争解決機能」に関しては、人事事件と土地事件の評価が低く、

人事事件に関しては、利用しやすさの評価も、他に比べ低い結果となっている(【表 3E-24】)。

以上の結果からするならば、現実の訴訟経験者たちは、裁判制度一般に対して必ずしも肯定的とは言えない評価をしていることが看取され、今後、利用者のより利用しやすい、より満足ゆく訴訟制度を目指して、一層の改革が求められよう。

なお、以上の分析結果に関連して、回答項目間の因果関係などの分析は、次節「II 訴訟体験評価の要因と構造」において試みられる。